

文教委員会資料

平成28年9月1日（木）

所管事務の調査（報告）

川崎市高等学校奨学金支給条例の改正に伴うパブリック
コメントの実施について

教育委員会事務局

川崎市高等学校奨学金支給条例の改正について

—市民の皆様の意見を募集いたします。—

川崎市では、川崎市高等学校奨学金支給条例に基づき、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する生徒で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難で、①市内在住、②成績要件、③所得要件の一定の申請・採用要件を満たした方に対し、予算の範囲内で奨学金を支給しています。

現在、条例を改正し、高等専門学校（高等学校に相当する３年生まで）及び専修学校高等課程を対象に追加すること及び入学支度金の支給時期を変更することを検討中です。

については、次のとおり市民の皆様から広く御意見を募集いたします。

1 募集期間

平成28年9月8日（木）～平成28年10月8日（土）

※ 郵送の場合は当日消印有効です。

2 閲覧場所

- (1) 川崎市ホームページ「意見公募」のページ
- (2) 川崎市教育委員会事務局総務部学事課（明治安田生命ビル3階）
- (3) 情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）
- (4) 各区役所（市政資料コーナー）

3 意見提出方法

次のいずれかの方法により、「題名」「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス又は住所）」を明記の上、御意見をお寄せください。

- (1) 電子メール

川崎市ホームページの「意見公募」にアクセスし、手順に従って御提出ください。

- (2) 郵送、FAX又は持参

次の提出先に郵送、FAX又は持参ください。なお、郵送の場合は、締切日当日の消印まで有効です。持参の場合は、土日祝日を除く8時30分～12時及び13時～17時までにお越しください。

4 注意事項

- (1) お寄せいただきました御意見について、個別に回答はいたしません。御意見をまとめた上で川崎市の考え方と合わせて、ホームページ上及び上記の資料配布場所にて公表いたします。
- (2) 電話や口頭での御意見はお受けできませんので、御了承ください。
- (3) 記載いただいた個人情報、提出された御意見を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。

5 提出・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階

川崎市教育委員会事務局総務部学事課

電話：044-200-3267

FAX：044-200-3950

川崎市高等学校奨学金支給条例改正の概要

1 目的

川崎市では、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在学し、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒に、一定の申請・採用条件に基づき奨学金を支給しています。

今回の改正は、高等学校と同様の教育課程を行っている「高等専門学校」（高等学校に相当する3年生まで）及び「専修学校高等課程」を追加して対象となる学校を拡充すること、「入学支度金」の支給時期を入学前に変更し、入学の準備に資することを目的とするものです。

2 川崎市高等学校奨学金の概要

川崎市高等学校奨学金には「入学支度金」と「学年資金」の二つの制度があり、その概要は次のとおりです。

(1) 申請基準

- ア 基準日に川崎市に在住していること。
- イ 前年度（入学支度金の場合は中学3年生の前期）の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であること。
- ウ 前年1年間における世帯の総所得が、生活保護法による保護の基準に基づき算出した基準内であること。

(2) 募集及び支給時期

ア 入学支度金

募集人員は150名程度です。中学3年生の11月に中学校を通じて募集・申請していただき、1月に中学校を通じて審査の結果を通知します。認定された方には、高等学校に入学後、提出していただく進学届等に基づき、5月に入学支度金を支給しています。

イ 学年資金

募集人員は600名程度です。毎年6月に各高等学校を通じて募集・申請していただき、7月に各高等学校を通じて審査の結果を通知します。認定された方には、誓約書等を提出していただき、8月と2月に分けて学年資金を支給しています。

(3) 支給金額

ア 入学支度金

- (ア) 国公立高等学校：45,000円
- (イ) 私立高等学校：70,000円

イ 学年資金

国公立高等学校は月額3,000円、私立高等学校は月額5,000円で、第2学年には25,000円、第3学年には10,000円を2月に加給して支給します。

年額にまとめると次の表のとおりです。

	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	第 4 学年
国公立	36,000 円	61,000 円	46,000 円	36,000 円
私立	60,000 円	85,000 円	70,000 円	60,000 円

(4) 採用基準

成績の申請基準は平均 3.5 以上となっておりますが、予算の範囲内で支給するため、申請者の状況により採用基準が 3.6 以上になることがあります。平成 28 年度の採用基準は、入学支度金が 3.8 以上、学年資金が 3.9 以上でした。

3 改正内容

改正内容は、次の 2 点です。

(1) 対象校の拡充

現在、川崎市高等学校奨学金支給条例第 1 条においては、「高等学校」、「中等教育学校の後期課程」及び「特別支援学校の高等部」を対象としています。しかし、同様の教育課程を行っている「高等専門学校」（高等学校に相当する 3 年生まで）及び「専修学校高等課程」は規定されていないことから、「高等専門学校」（高等学校に相当する 3 年生まで）及び「専修学校高等課程」を対象とします。

(2) 入学支度金の支給時期の変更

現在、川崎市高等学校奨学金支給条例第 1 条においては、高等学校等に「在学」として」と規定していることから、「入学支度金」については入学後の 4 月に進学届を提出していただいた後、5 月に支給しておりますが、「入学支度金」を入学前の準備に活用していただけるよう、「在学」前 3 月中の支給ができるように変更いたします。

なお、平成 29 年度入学支度金から実施することを検討しております。

4 今後のスケジュール（予定）

平成 28 年 9 月 8 日（木）～ 10 月 8 日（土）パブリックコメントの実施

平成 28 年 10 月下旬以降 パブリックコメント結果報告

平成 28 年 12 月 条例改正議案を議会に上程

5 その他

(1) 市内在住・成績要件・所得要件の申請・採用基準、募集人数、支給金額、募集・申請等の事務手続全般については、基本的に変更はありません。

(2) 添付資料

ア 「川崎市高等学校奨学金支給条例」

イ 「平成 28 年度川崎市高等学校奨学生【入学支度金】募集要項」

ウ 「平成 28 年度川崎市高等学校奨学生【学年資金】募集要項」

最近改正 平成25年6月26日条例第36号

(目的)

第1条 この条例は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）に在学する生徒で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な者に対し奨学金を支給することを目的とする。

(奨学金)

第2条 奨学金は、奨学事業基金から生ずる利子及び一般歳入をもって充てる。

(奨学生の資格)

第3条 奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 市の区域内に住所を有すること。
- (2) 学資の支弁が困難であること。
- (3) 学業成績が優良で性行が善良であること。

(奨学生の申請)

第4条 奨学生になることを希望する者は、奨学資金支給申請書を教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第5条 委員会は、前条の申請について必要な調査を行い、毎年度予算の範囲内において奨学生を決定する。

(奨学金の額)

第6条 奨学生1人当たりの奨学金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体が設置する高等学校（以下「国立又は公立の高等学校」という。）に在学する者
 - ア 入学支度金 年額 45,000円
 - イ 第1学年 年額 36,000円
 - ウ 第2学年 年額 61,000円
 - エ 第3学年 年額 46,000円
 - オ 第4学年以降 年額 36,000円
- (2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する高等学校（以下「私立の

高等学校」という。)に在学する者

ア 入学支度金 年額 70,000円

イ 第1学年 年額 60,000円

ウ 第2学年 年額 85,000円

エ 第3学年 年額 70,000円

オ 第4学年以降 年額 60,000円

2 前項の規定にかかわらず、専攻科又は別科に在学する者に対する奨学金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 国立又は公立の高等学校に在学する者 年額 36,000円

(2) 私立の高等学校に在学する者 年額 60,000円

(奨学金の支給停止)

第7条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、奨学金の支給を停止する。

(1) 心身の故障のために学業を続ける見込みがないとき。

(2) 学業成績又は性行が不良となったとき。

(3) 休学したとき。

(4) 奨学金の支給を必要としない事情が生じたとき。

(5) その他委員会が奨学生として不適当と認めたとき。

(届出の義務)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに委員会に届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。

(2) 本人の身分、住所その他の事項に異動があったとき。

(奨学金の返還)

第9条 奨学金は、返還を要しない。ただし、奨学生が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

(1) この条例に反したとき。

(2) 虚偽の申請によって支給を受けたとき。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (以下、省略) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

平成28年度川崎市高等学校奨学生【入学支度金】募集要項

1 目的

高等学校（中等教育学校の後期課程、及び特別支援学校の高等部を含む）に進学する生徒で、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を支給します。

※ 学校教育法第1条に定める高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に限ります。

2 申請基準

- 平成27年11月1日時点において、川崎市内に住所を有する中学3年生であること。
- 学業成績について、第3学年前期の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する中学校長からの推薦が受けられること。
※ 平均値は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までの値とする。
※ 3学期制実施校の場合、1学期の全履修科目の評定結果とする。
※ 年度末のみ評定を実施している場合、前年度の全履修科目の評定結果とする。
- 平成26年1年間における世帯の総所得が、次の基準額以内であること。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
総所得	約251万円	約301万円	約345万円	約393万円	約428万円	約479万円
(総収入)	約383万円	約445万円	約500万円	約560万円	約603万円	約667万円

※ 世帯の年齢構成などにより基準額に相違がありますので、あくまでも目安としてください。

※ 総所得は給与所得の方は給与所得控除後の金額、事業所得の方は総収入から必要経費を差し引いた後の金額が基本となります。

※ 具体的には、市民税の「非課税証明書」や「課税額証明書」の「合計所得金額」であり、世帯に収入のある方が複数いる場合は、それぞれの所得を合算した額となります。

ー川崎市高等学校奨学金【入学支度金】申請基準(抜粋)ー

基準額は、平成26年4月1日を基準日として、生活保護法による保護の基準の規定に従い、次の算式により算出した額とする。
「第1類基準額＋第2類基準額（冬季加算及び期末一時扶助を含む。）＋教育扶助＋住宅扶助＋生業扶助（高等学校等就学費）」

3 奨学金【入学支度金】の概要

- 募集人員 150名程度
- 支給額 国・公立の高等学校へ進学する場合 45,000円
私立の高等学校へ進学する場合 70,000円
- 支給時期 平成28年5月中旬（高等学校へ進学後）
- 支給方法 本人又は保護者名義の金融機関口座への振込

※ 川崎市高等学校奨学金は、他の奨学金等との併給を制限していません。

貸付ではなく、
給付です。

4. 中学校への提出書類

- 奨学資金支給申請書・推薦書【入学支度金用】（申請書は学校から取り寄せてください。）
- 生活保護世帯の場合、被保護証明書（世帯全員が記載され、3か月以内に発行されたもの。写し可）
- 児童養護施設や里親に委託されている場合は、在籍証明書や児童委託証明書（写し可）
- (2)～(3)以外の方は、平成27年度市民税・県民税（個人）の課税額証明書、非課税証明書又は免除証明書（写し可）

※ 市税事務所、区役所（支所）市税証明書発行コーナー、出張所及び行政サービスコーナーで発行するものです。

※ 世帯人員の中で、18歳以上の全員の証明書が必要です（高校生、大学生等を除く。）。

※ 扶養に入られている方でも、証明書が必要です（合計所得金額は「***」等で表示されているものでも構いません）。ただし、配偶者控除を受けられている場合は、配偶者の所得証明書は不要です。

※ 提出された書類は、原則として返却いたしません。

※ 提出された書類に記入された内容については、川崎市高等学校奨学金事務にのみ使用し、プライバシーには十分配慮して取り扱います。

5 受付期間・提出先

在学している中学校経由で申請していただきますので、学校の指定する期間内に、上記書類を学校に提出してください。

※ 川崎市教育委員会への学校からの受付期間は、平成27年11月4日（水）から平成27年11月27日（金）までとなっています。

6 調査結果の通知

教育委員会が定めた採用基準に該当しているかどうかについて、提出された書類により教育委員会で調査を行い、その結果を平成28年1月中旬に中学校を経由して通知します。

※ 申請基準において、学業成績は平均3.5以上としていますが、募集人員を超える申請があった場合等において、採用基準が3.6以上になることがあります。（平成27年度は3.7以上。）

※ 採用の予約が内定した後で、川崎市外へ転出された場合や、高等学校に進学しなかった場合は、奨学生（入学支度金）として採用されません。

川崎市高等学校奨学金事業に係る平成28年度の予算案については、平成28年第1回川崎市議会定例会の審議を経て決定されますので、所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、奨学生（入学支度金）として採用されない場合があります。

7 問合せ先

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階 川崎市教育委員会学事課（電話044-200-3267）

平成28年度川崎市高等学校奨学生【学年資金】募集要項

1 目的

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）に在学する生徒で、能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を支給します。

※ 学校教育法第1条に定める高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に限ります。

2 申請基準

- 平成28年4月15日時点において、川崎市内に住所を有する高校生であること。
- 学業成績について、平成27年度の全履修科目の評定結果の平均値が、5段階評価で3.5以上であり、在学する高等学校長からの推薦が受けられること。

※ 平均値は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までの値とする。

- 平成27年1年間における世帯の総所得が、次の基準額以内であること。

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
総所得	約246万円	約294万円	約337万円	約383万円	約417万円	約467万円	約512万円
(総収入)	約376万円	約435万円	約489万円	約547万円	約589万円	約651万円	約702万円

※ 世帯の年齢構成などにより基準額に相違がありますので、あくまでも目安としてください。

※ 総所得は給与所得の方は給与所得控除後の金額、事業所得の方は総収入から必要経費を差し引いた後の金額が基本となります。

※ 具体的には、市民税の「非課税証明書」や「課税額証明書」における「合計所得金額」であり、世帯に収入のある方が複数いる場合は、それぞれの所得を合算した額となります。

ー川崎市高等学校奨学金【学年資金】申請基準(抜粋)ー

基準額は、平成27年4月1日を基準日として、生活保護法による保護の基準の規定に従い、次の算式により算出した額とする。

「第1類基準額＋第2類基準額(冬季加算及び期末一時扶助を含む。)+教育扶助+住宅扶助+生業扶助(高等学校等就学費)」

3 奨学金【学年資金】の概要

- 募集人員 600名程度
- 支給額

貸付ではありません。
給付です。

	国・公立	(月額)	(加給年額)	私立	(月額)	(加給年額)
第1学年	36,000円	3,000円		60,000円	5,000円	
第2学年	61,000円	3,000円	25,000円	85,000円	5,000円	25,000円
第3学年	46,000円	3,000円	10,000円	70,000円	5,000円	10,000円

※ 第4学年以降は、各々の区分の第1学年と同額を支給します。

- 支給期間 1年間(平成28年4月から平成29年3月まで)
- 支給時期 4月分から9月分を**8月**に、10月分から翌年3月分を**2月**に支給します(加給年額は2月に支給)。

※ 2月分の受給については、推薦のあった高等学校に平成29年1月1日時点で在学していることが必要です。

- 支給方法 本人又は保護者名義の金融機関口座への振込

※ 川崎市高等学校奨学金は、他の奨学金等との併給を制限していません。

4 学校への提出書類

- 奨学資金支給申請書・推薦書【学年資金用】(申請書は学校から取り寄せてください。)
- 生活保護世帯の場合、被保護証明書(直近3か月以内に発行され、世帯全員が記載されているもの。コピー可。)
- 児童養護施設や里親に委託されている場合、**在籍証明書**や**児童委託証明書**(コピー可。)
- (2)～(3)以外の方は、次の①～③のうちいずれかの書類(コピー可。)
 - 平成28年度市民税・県民税の課税額証明書、非課税証明書又は免除証明書
※ 市税事務所や区役所(支所)市税証明発行コーナー等で発行するもので、通常6月以降であれば取ることができます。
 - 平成28年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書
※ 会社員や公務員等の給与所得者の方で、給与から住民税が差し引かれている方は勤務先から6月頃に配布されます。
 - 平成28年度市民税・県民税税額決定・納税通知書のうち住所氏名、所得控除内訳、所得金額内訳が記載されているページ(川崎市の場合1～3枚目)
※ 主として事業を営んでいる方に対して、平成28年1月1日に住んでいた市区町村から6月頃に郵送されます。

◆ 上記①～③の書類について

※ 世帯人員の中で、**18歳以上の全員の証明書が必要**です(高校生、大学生、予備校生等を除く)。

※ **扶養に入られている方でも、証明書が必要**です(合計所得金額は「***」等で表示されているものでも構いません)。

ただし配偶者控除を受けている場合は、配偶者の所得証明書は不要です。

※ 上記書類を提出できない場合は、申請できません(提出された書類は、原則として返却いたしません)。

※ 提出された書類に記入された内容については、川崎市高等学校奨学金事務にのみ使用し、プライバシーには十分配慮して取り扱います。

5 受付期間・提出先

在学している高等学校経由で申請していただきますので、**学校が指定する期間内**に、上記書類を学校に提出してください。

※ 川崎市教育委員会への学校からの受付期間は、平成28年6月13日(月)から**平成28年6月24日(金)**までとなっています。

※ ただし、受付期間経過後に、世帯の生計を主として維持する者等が亡くなった場合、又は震災、風水害、火災その他これらに類する災害を被った場合は、平成29年2月28日(火)まで受け付けます。

6 調査結果の通知

教育委員会が定めた採用基準に該当しているかどうかについて、提出された書類により教育委員会で調査を行い、その結果を平成28年7月中旬に高等学校を通じてお知らせします。

申請基準では、学業成績は平均3.5以上としていますが、募集人員を超える申請があった場合等において、採用基準が3.6以上等になることがあります。(平成27年度は、最終的な採用基準が3.8以上でした。)

7 問合せ先

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル3階 川崎市教育委員会事務局総務部学事課(電話044-200-3267)